

# 広島県バスケットボール協会 U22部会 規約

2025.03.29

## 第1章 名称

第1条 本部会は、広島県バスケットボール協会U22部会と称する。略称をU22部会という。

第2条 本部会の所在地は、〒730-0037広島市中区中町5-6 エポカ中町2F 広島パワーハウス内におく。

## 第2章 目的

第3条 本部会は、広島県の大学バスケットボール競技団体を統括し、学生相互の親睦を深め、社会生活および精神の函養と共に、技術の向上と、学生バスケットボールの健全な普及・発展を目的とする。

## 第3章 組織

第4条 本部会は、広島県バスケットボール協会に所属する。

第5条 本部会は、広島県内の国立・公立・私立大学・短期大学・高等専門学校に所属し、日本バスケットボール協会に登録するチーム(上につながる選手権大会出場チーム)と大学チーム(県リーグのみ参加チーム)で構成する。

## 第4章 事業

本部会は第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

第6条 事業内容

1) 競技会 2) 懇親会 3) 講習会 4) その他本部会の目的を達成するのに必要な事業

第7条 事業年度

本部会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第5章 役員およびその任務

第8条 本部会は次に掲げる役員をおく。

「役員」

①代表者 ②総務委員 ③財務委員 ④競技委員

「学生役員」

①委員長 ②副委員長 ③委員

第9条 任務

「役員」

①代表者は本部会を代表し、事業を総括する。

②総務委員は事業の企画・運営を遂行する。

③財務委員は事業の会計を遂行する。

④競技役員は大会の運営を遂行する。

「学生役員」

①委員長は他の委員と協力し、U22部会の企画運営を遂行する。

②副委員長および委員は委員長を補佐し密接な連絡を保って本部会の業務を遂行する。

第10条 任期

役員 任期期間はなし。役員の重任、再任はこれを妨げない。

学生役員 任期は在学中とする。

第11条 選出

役員および学生役員の選出は以下の方法で行う。

①役員は役員およびチームから推薦をうけ、役員会で決定する。

②学生役員はチームから推薦をうけ、役員会で決定する。

## 第6章 会議

第12条 本部会は次に掲げる会議をおく。

①役員会 ②その他必要なる会合

第13条 会議に関する規定は次のとおりとする。

(1) 会議は構成員の半数以上をもって成立し、その議決は出席者の半数以上をもってする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(2) やむを得ぬ事情により構成員が欠席する場合は委任状を持参する。代理人または委任状をもってこれに代えることができる。

## 第7章 登録

第14条 JBA登録チームはJBA書式をもって、日本バスケットボール協会に5月末までに登録をしなければならない。(チーム加盟料および競技者登録料はJBAに納める)

第15条 大学チームは(県リーグのみ参加チーム)、エントリー書式をもって、広島県バスケットボール協会U22部会に登録をしなければならない。(チーム年会費1万円、競技者登録料4000円はU22部会に納める)

第16条 選手の追加登録はその都度JBA登録チームは日本協会に、県大学チームはU22部会に登録をしなければならない。

第17条 登録された選手は、事業年度が終了するまで他のチームに移籍することはできない。

第18条 本部会に新たに加盟を希望するチームは本部会の承認を得なければならない。

## 第8章 競技会

第19条 本部会はつぎの競技会をもつ。

(1)広島県大学春季大会 (2)広島県大学秋季大会

(3)その他本連盟の目的に基づく競技会

第20条 各競技会は本連盟の定める競技規則および随時定める大会要項に従って行う。

## 第9章 会計

第21条 本部会の会計年度は、事業年度と同じものとする。

本部会の運営は、大会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第22条 参加料は本部会会議において決定する。

第23条 本部会の決算は1年ごとに作成し監事の監査を受けて広島県バスケットボール連盟に報告しなければならない。

第24条 納期は指定日に年会費と参加料を納入するものとする。

## 第10章 部会の解散

第25条 解散時の会計の整理はチーム数の割金の返金をもって行う。

## 第11章 罰則

第26条 本部会の規約等に反する行為のあった加盟チームならびに所属選手、また学生スポーツ本来の意義に対して不正な行為のあったチームならびに選手には、部会の審議により除名、懲戒、その他の処分を行うことがある。

## 第12章 構成員役員

代表者 佐藤 紘行

総務 松尾 晋典

武良 徹文

財務 佐久間 愛

競技 鳥越 一馬

監査員 寺西 正貴

[学生役員]

委員長 西屋 優人

委員 久家 志織

委員 原 葉月

委員 松井 星流

## 第13章 付則

第27条 部会における決定事項は本規約に準ずるものとする。

第28条 本部会の規約は役員会の決議を経て改正および補足を行う。

第29条 本部会の施行に関し、必要となる事項には細則を定める。

第30条 細則の改廃も役員会の決議によって行う。

第31条 設立年月日 昭和62年4月1日

第32条 2021年4月1日改正、同日より施行

(この団体の名称は、2021年4月1日より、広島県学生バスケットボール連盟から広島県バスケットボール協会U22部会へ変更する。)

第33条 2024年5月25日改定

第15条 2025年3月29日改定

議決権者44名、参加者31名(委任状者26名、リモート者7名)

審議議決は、31人 賛成27名 不賛成4人